

平成15年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれたお子さんを含め3名以上のお子さんを養育している場合、この「確認書」の提出が必要です。
令和7年4月1日時点の状況をご記入ください。

※整理番号

※受付年月日 令和 . .

監護相当・生計費の負担についての確認書

那覇市長 殿

私は、以下に記載する者（注）
生計費の負担」という。）を
申立てが真正であることの証明

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日

※「監護相当・生計費の負担についての確認書」裏面の注意をよく読んで、記入してください。
大学生相当年代のお子さんについて、進学・就職を問わず、経済的負担がある場合は対象になります。
ただし、お子さんが就職などし経済的にも自立しているなど、請求者が養育していない場合は対象となりません。

令和7年4月1日時点の状況を記入してください。提出後に変更が生じた場合は、ご連絡ください。

以下「監護相当・

1	ふりがな 氏名	生年月日		住所	
	なは いちろう 那覇 一郎	平成 令和	16 年 8 月 1 日	神奈川県〇〇市〇〇・・・	
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期 （学生の場合のみ）
		子	学生 ・ 無職 ・ その他（ ）	〇〇大学	令和 9 年 3 月
申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）					
1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）					
2	ふりがな 氏名	生年月日		住所	
	なは よしこ 那覇 喜子	平成 令和	15 年 9 月 1 日	那覇市泉崎〇-〇-〇	
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期 （学生の場合のみ）
		子	学生 ・ 無職 ・ その他（ アルバイト ）		令和 年 月
申立人による監護相当の状況（いずれかに○）					
1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）					
申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）					
1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）					
3	ふりがな 氏名	生年月日		住所	
	平成 令和	年 月 日			
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期 （学生の場合のみ）
			学生 ・ 無職 ・ その他（ ）		令和 年 月
申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）					
1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）					

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

郵送する日または窓口で提出する日を記入してください。
請求者の住所・氏名を記入してください。

令和 年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所 那覇市泉崎〇-〇-〇

氏名 那覇 太郎

裏面の必要書類チェックシート
もご確認ください。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

児童手当 申請に必要な書類一覧(チェックシートとしてご利用ください)

(A)共通(必ず提出)

☐ 児童手当関係届	・請求者は、この通知の宛名の方(児童手当が振り込まれている方)となります。
☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書	・令和7年4月1日時点見込みの状況を記入してください。 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担している必要があります。お子さんの住所は、住民票上の住所を記入してください。

(B)お子さんが学生以外で、かつ別居している場合(同居所で別世帯になっている場合も含みます) ※1、※2

☐ お子さんの生計費を負担している状況がわかる書類 ※右記のうち、いずれか1点	①お子さんが居住している住所地の賃貸契約書の写し(契約者が請求者のもの)+お子さんの給与明細1か月分
	②お子さんの健康保険証の写し(請求者の家族扶養に入っているもの)
	③お子さんへの送金記録の写し(通帳など。直近3か月分)+お子さんの給与明細1か月分
☐ 生計費負担に関する申立書 ※上記の生計費を負担している状況がわかる書類のうち①と③の場合	・令和7年4月1日時点見込みの状況を記入してください。記載内容を確認し生計費の負担をしていると判断できない場合は算定対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※生計費の負担をしていることは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くとお子さんが通常の生活水準を維持することができないことをいいます。

※1 お子さんと別居している場合に提出してください。

※2 お子さんが学生の場合は、提出は不要です。

必要書類が不足していたり、記入漏れがある場合は不備となり、必要書類が揃うまで審査ができません。

不備のご連絡は通知またはお電話にて行います。

生計費を負担している状況がわかる書類を4月16日までにご用意できない場合は

(A)の書類を4月16日までに提出し、(B)の書類を追加で8月末までに提出してください。

※世帯の状況等によっては他に書類の提出が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※以下に該当する施設入所等児童については、申請の対象にはなりません。

入所期間が2カ月以内の場合は、申請の対象となります。ご不明な点等ございましたら、下記へお問い合わせください。

また、現在、支給要件対象となっている児童(高校生年代以下)が下記の施設等に入所している場合は、お知らせください。

- | | | |
|-----------------|-------------|---|
| ・自立援助ホーム | ・児童心理治療施設 | |
| ・ファミリーホーム | ・児童自立支援施設 | |
| ・里親に委託されているお子さん | ・障害者支援施設 | |
| ・母子生活支援施設 | ・のぞみの園 | |
| ・障害児支援施設 | ・救護施設 | |
| ・指定発達支援医療機関 | ・更生施設 | |
| ・乳児院 | ・日常生活支援住居施設 | |
| ・児童養護施設 | ・女性自立支援施設 | 等 |

※施設入所等児童については、施設長、里親等が手続きを行います。

制度改正の詳細またはオンライン申請はこちら

那覇市HP

マイナポータル



お問い合わせ 那覇市役所 子育て応援課 児童手当G
電話:098-861-6951 (内線:2561、2562)